

「(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業」募集要項等による質問回答書

	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書	6	第1	3	(5)	建設予定地の概要と主な前提条件	既存施設の便所撤去も施設整備業務に含むと考えてよろしいでしょうか。また、建設予定地内で存置しておかなければならない工作物等はございますか。	便所撤去も施設整備業務に含みます。なお、建設予定地内に残置する工作物はありません。
2	要求水準書	6	第1	3	(5)	建設予定地の概要と主な前提条件	建設予定地内に敷設されている上水道管は施設整備業務にて盛り替えする考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書	6	第1	3	(5)	建設予定地の概要と主な前提条件	施設整備業務期間中において、隣接している民間施設計画敷地を資機材置き場や駐車場として借地することは可能でしょうか。	民間施設の整備スケジュールは把握しておりませんが、市が借地する敷地部分以外の利用については、基本的に不可とお考え下さい。
4	要求水準書	27 45	第4	2 3	(5)カ	諸室の説明 休憩室 カ・休憩室	休憩室は従業員の数(男性20人、女性70人想定)とあり、什器等では長机14台(3人掛)椅子45脚とありますが、同時利用人数(男・女)及び椅子の数で何脚必要でしょうか。また、室の広さだけ確保すればよろしいのでしょうか。	要求水準で示している家具の数量より最大人数を想定し、室の広さを設定してください。
5	要求水準書	31	第4	2		諸室の説明 ゴミ置場	給食エリアと事務エリアで発生するゴミは同じ場所に保管する計画でよろしいでしょうか。または、事務エリアで発生するゴミは個別にゴミ置場を設けなければならないでしょうか。	ゴミ置き場は、別として下さい。
6	要求水準書	31	第4	2		諸室の説明 排水処理施設(除害設備)	建設予定地の下水道条件によって排水処理施設の設置義務が免除されることはないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	32	第4	2		諸室の説明 その他	厨房排気は防臭装置を通して屋上から排気するとありますが、排気する方向にかかわらず、全ての厨房排気に防臭装置を取り付けるのでしょうか。また、防臭装置が必要な排気は、調理室によって限定されるのであれば、ご指示ください。	調理エリアの排気には防臭装置を設置するようにしてください。
8	要求水準書	36	第4	3	(2) イ(エ)	電気設備	天井部分に設置する照明はオートリフター付照明とありますが、天井高3m程度で、脚立などで床から点検取替できる器具についてもオートリフターが必要でしょうか。それとも高天井4m~6m部分のみでよろしいでしょうか。	オートリフターの設置は不要です。要求水準書を修正します。
9	要求水準書	45	第4	3	(5)	什器等 エ 研修室	“オープン付IHコンロ 1台 スチームコンベクションオープン(50食程度調理用のもの)“につきまして、上部がIHコンロで、下部がオープンレンジ付きの家庭用ビルトインレンジを1台設置すればよろしいでしょうか。	一度に50食程度の加湿ができるオープン機能があれば、家庭用ビルトインレンジでも可とします。
10	要求水準書					資料5 食器・食缶等一覧 (参考) 食器かご、トレイかご	要求水準書には食器に関してPEN樹脂とすることと記載がありますが、資料5には強化磁器食器の重量を考え・・・とあります。PEN樹脂の誤りでしょうか。	資料の訂正を行います。

	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
11	様式集	42			様式6-3-2	評価項目1(2)2 地域社会、地域経済への配慮 市内企業への発注割合	例えば、建設JV比率が6:4、施設整備業務の金額が20億円、1次下請け全てを市内企業へ発注の場合、構成企業内の発注額が8億円、構成企業から1次下請けが20億円、計28億となり、施設整備業務自体の金額を超えてしまうので、2重計上とならないのでしょうか。 どのように記載したら宜しいのか、ご教授ください。	様式6-3-2 注6を参照してください。 (市内業者の構成企業から市内業者の一次下請けまたは、再委託に発注する場合には、当該構成員の発注予定額のみを記載すること。)
12	様式集	42			様式6-3-2	様式6-3-2事業提案書2 地域社会、地域経済への配慮 ②	新居浜市内企業への発注項目記載に関しまして、工事請負・資材購入・設計協力項目以外の経費に掛かる項目(例えば不動産賃貸、弁当給食、飲食など)も記載してよろしいのでしょうか？	認めない方針とします。 新居浜市内企業への発注項目については、本事業業務範囲に係る発注項目を記載ください。
13	様式集	42			様式6-3-2	様式集6-3-2事業提案書2 社会貢献、地域経済への配慮 ②	市内企業への発注相手を証明するため、市内業者の関心表明書等の証明書類の提出は必要でしょうか。	必須とはしません。
14	様式集	55			様式7	様式7 図面集	調理設備計画図は調理設備一覧表の品番を照合する為の図面という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	様式集	55			様式7	様式7 図面集	食器・食缶等の一覧表の記載がありませんが、調理設備もしくは調理備品のいずれかに併せて記載するという認識でよろしいでしょうか。	調理備品と併せて、記載してください。
16	様式集	55			様式7	様式7 図面集 衛生区分図	図面を見やすいサイズで作成すれば縮尺はNOスケールでもよいですか。	お見込みのとおりです。ただし、主要な室の寸法は記載してください。
17	様式集	55			様式7	様式7 図面集 調理設備計画図	調理設備計画図は、機器No付きとし、調理設備一覧表とリンクするという理解でよいですか。また、図面を見やすいサイズで作成すれば縮尺はNOスケールでもよいですか。	お見込みのとおりです。 後段は、No16の回答を参照してください。
18	様式集					事業提案書 提案受付番号	事前に周知され記入するようになりますでしょうか？もしくは空欄にするのでしょうか？	ヒアリングの日時と併せてお伝えします。
19	質問回答(第1回)	3 4			No.62 No.75	什器等の調達について	第1回の質疑回答の(62)に什器等の調達は市で調理運営の効率等を考慮した備品調達については評価の対象。(75)には調理備品の調達も対象とあります。積算に関わる事なので調達に必要な調理備品の詳細をお示し下さい。	必要な調理備品は、追加資料1 調理備品一覧(参考)で確認してください。 数量については、食数等に応じて必要数を調達してください。
20	質問回答(第1回)	4			No.93	米飯下処理室(汚染作業区域)	「(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業」募集要項等に関する質問回答書No93にて、米飯下処理室の作業内容は『炊いた具や合わせ酢(加熱したもの)を炊けたご飯に混ぜ込む作業等を想定している』と回答がございましたが、回答の作業は、下処理(汚染作業区域)ではありません。要求水準書P.20記載の通り、『混ぜ込み御飯や炊き込み御飯の具材を下処理・受渡を行う室とする。』という理解でよいですか。	お見込みのとおりです。

	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
21	質問回答(第1回)	4			No.93	米飯下処理室	第1回の質疑回答(93)に炊いた具や合わせ酢を炊けたご飯に・・・とありますが、炊けたご飯の作業であれば、炊飯後に作業スペースを設けるとの認識で宜しいでしょうか。その際、米飯下処理室は不要との認識でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。 米飯下処理室では、具材の鶏肉などの下処理等を想定しています。 シンクや切裁するための台など、下処理作業が可能な区画でも可とします。
22	質問回答(第1回)	6			No.139	評価項目1(2)2 地域社会、地域経済への配慮 市内企業への発注割合	「(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業」募集要項等に関する質問回答書No139にて構成員が市内企業の場合は、その発注額を記載してくださいとありますが、施設整備業務金額の建設JV比率分の額を記載すれば宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	質問回答(第1回)	6			No.140	評価項目1(2)2 地域社会、地域経済への配慮 市内企業への発注割合	「(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業」募集要項等に関する質問回答書No140にて「2次下請け、3次下請けは含みません。市内業者の構成企業から市内業者の1次下請けまたは再委託に発注する場合には、当該構成員の発注予定額とします」とありますが、例えば、土工事 7,000万円を構成企業から発注する場合、様式6-3-2には、「下請等企業発注予定額」の欄に、7,000万円と記載すれば宜しいのでしょうか。	構成企業が市内企業の場合は、発注予定額(市内業者)欄に7,000万円と、構成企業が市外業者で、市内業者の1次下請けまたは再委託に発注する場合は、下請等企業発注予定額の欄に7,000万円と記載してください。 (注6を参照のこと)
24	その他					工事工程	補助金採択後の工事着手につきまして、工事着手は本体工事以外の事前解体工事や準備工事も含まれるのでしょうか？	事前解体工事や準備工事も含まれます。 なお、交付金の交付決定時期は例年6月初めです。
25	その他					既存埋設配管	市上下水道局工務課に確認したところ、敷地内に給水本管3本が埋設されているとのこと。これらは、市にて敷地外へ迂回対応されると考えて宜しいのでしょうか？	No.2の回答を参照してください。
26	その他					塩害仕様	屋外に設置される機器類は、塩害仕様とする必要はありますか？	塩害仕様としてください。 要求水準書を修正します。
27	その他						厨房における消火設備におきまして多量の火気を使用する部分での床面積が200㎡を超えるものには特殊消火設備が必要ですが、厨房機器の蒸気熱量を除いて350KWを超える場合と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	その他						洗浄室廻りのコンテナプールに設置する消毒保管庫車は火気使用に該当すると(特殊消火設備に該当する)考えればよろしいでしょうか。大型消火器による消火設備程度でよろしいでしょうか。	設計時の消防との協議により決定します。
29	その他						厨房における特殊ガス消火設備が必要な場合、消防法施行令第32条の特例により、スプリンクラー設備とフード消火設備の併用により、設置免除は可能でしょうか。	設計時の消防との協議により決定します。